

第十一章 多様性を認め合う地域社会づくりをめざして

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と明記し、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。これはどんな人でも人間らしく、安心して、幸福にくらす権利があることを宣言したものです。

しかし、日本社会の現状は、憲法の理念に反し、あらゆる分野で「人権後進国」の実態が国民、市民の前に明らかになりました。ジェンダー平等、子どもの権利、労働者の権利、外国人の権利、LGBTQ+の権利など、大きな社会問題となり、「人権」が改めて問われています。

国際的にも、日本の「人権施策」の遅れは顕著で、2023年1月、国連人権理事会の普遍的定期的審査作業部会は、日本に対し300もの勧告を行いました。勧告の中には、「政府から独立した国内人権機関の設立」や人権を侵害された個人が人権条約委員会に救済を求めることができる「個人通報制度」など、日本政府がフォローアップを受け入れた課題があります。未だ実行を伴っていません。また、日本政府は女性差別に関しても多数の勧告を受け続けており、「フォローアップすることに同意する」との態度を表明していますが、世界経済フォーラムによる2023年世界ジェンダーギャップ報告書において、日本は146か国中125位、前年より9ランクダウンで、2006年の同報告書公表開始以来、最低の地位にまで落ち込んでしまいました。

1 外国人市民のくらしやすいまちに

川崎市は1970年代から他都市に先駆けて、外国人登録の指紋捺捺制度の廃止、市内在住外国人への国民健康保険の適用、市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給、川崎市ふれあい館の開設、外国人市民代表者会議条例の制定と同会議の設置、「川崎市外国人教育方針―多文化共生の社会をめざして―」の制定、「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定など、多文化共生社会づくりの取組みを進めてきました。

それでもなお、2020年3月の「川崎市外国人市民意識実態調査」では、「不安や危険に感じる」として、外国人であることを理由にした住宅の入居拒否や暴力を振るわれる被害、インターネットなどでの差別などがあげら

れ、前回調査（2014年）より増加しています。

2013年度、福田市長は県が経常費補助の予算計上を見送ったことを理由に、朝鮮学校に対し施設整備や授業料負担軽減のための市の補助金（計800万円程度）の交付を取り止め、「児童の健康・安全」「文化・スポーツ交流」を主旨とする2種類の補助金（計236万円）のみとされてしまいました。

多文化共生社会めざす川崎市にふさわしく、入居差別や海外にルーツを持つ子どもに対する差別的な取り扱いなどの問題を解決することが必要です。

本市の外国人市民の人口は、2023年4月には4万8222人と、前年度より8.3%増加しています。外国人労働者の基本的な権利が保障され、生活を支援する体制づくりが求められています。労働・医療・教育など外国人市民のすべての生活部面におけるさまざまな市民サービスを知り、利用することができること、市民としての諸権利を確かなものにする必要があります。

① 外国人につながる児童・生徒の教育権を保障する

ア 県に対し朝鮮学校への経常費などの補助の復活を要望する。

イ 2013年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。

ウ 専任教員の増加など夜間中学の体制強化をはかる。

エ 日本語の習得が不十分な子どもへの学校でのサポートを充実する。

② 外国人市民の住まい・働く場などでの差別をなくす

ア 連帯保証人の確保やトラブル発生時の通訳派遣などを行う居住支援制度を外国人市民向けに周知をはかるとともに、制度を充実させる。

イ 外国人の地方参政権を認めるように国に働きかける。

ウ 雇用関係で不利な立場におかれることが多い非正規労働者などとして働く外国人市民に対し、労災や有給休暇など労働者の権利の啓発を行う。市が行う街頭労働相談の際に、外国語での労働相談を受け付ける。

エ 技能実習生が劣悪な労働環境や労働条件で働かされ、大きな社会問題となっている。市として、相談しやすい環境を整えたと共に、実態の把握をおこなう。

③ 『多文化共生ラウンジ』を軸に、外国語での相談体制充実、子育てなど市民サービスの情報提供を丁寧におこな

う。

ア 外国人支援と多文化共生を推進し、中間支援の役割を果たす拠点となる『多文化共生ラウンジ』を川崎区に設置する

イ 外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)が中原区の国際交流センターに整備されたが、「利用したことがある」「知っている」という方は、外国人市民の約4割にとどまっている。センターへのバス便を整備する。『ラウンジ』の設置とあわせ「外国人窓口相談」を増設する。現行の「窓口」の周知を強める。

ウ 外国人窓口相談について、2021年度から9時から17時までだったが、夜間も対応できるようにする。

エ 外国人市民の増加にともない、医療や労働などの相談に対応するため、専門的な知識や用語を理解できる通訳を配置し、企業等にもそのことを周知する。医療や労働相談にかかわる機関との連携をすすめ、そのための研修を行う。

オ 国際交流協会による区役所への通訳派遣サービスの利用時間が2時間と決められているため、大量に書類を書かなければならない生活保護制度の利用などでは時間が足りなくなってしまう。役所での手続き等の際の通訳派遣については市が予約を行い無料にするよう対応する。

カ 公的書類や申請書や市民に送付する封筒の表書きなどについて、情報の多言語化をすすめるとともに、「やさしい日本語」による情報提供をすすめる。特に災害時の避難情報の多言語化と「やさしい日本語」による発信を強める。外国人市民代表者会議が作成した多言語記入ガイドを活用する。同様のガイドの作成を外国人市民代表者会議任せにせず保育以外の申請書類等にも広げる。

キ 出産、保育、就学などのライフステージにあわせて、子育てや教育支援にかかわる制度を外国人市民にとってわかりやすく知らせる仕組みをつくる。

ク 新型コロナウイルスをはじめ、感染症にかかわる、相談窓口や暮らしや経営を支える救済策等について、幅広く外国語で知らせる。

④ 「仮放免」など留資格のない外国人への行政サービスを保障する

難民認定の問題では、収容施設で命を奪われたスリランカ人女性のウィシユマ・サンダマリさんの事件をはじめ外国人への非人間的な扱いなど現行の欠陥が明らかになり、人権問題として、改善が強く求められ、強制送還政策を国際人権法に合致させること、移民・難民の権利保護を促進することなどの勧告が国連人権理事会からも出され

るなど、国際社会からも批判を浴びました。ところが、2023年3月、政府与党（自民・公明・維新・国民）は入管法改悪案を、多くの国民と野党の反対を押し切り、強行採決を行いました。改悪法は、①難民認定申請中は送還が停止される規定（送還停止効）に例外を設け、3回目以降は送還を可能にする②自主的に退去しない外国人に罰則を科す退去命令制度を創設する③在留資格のない外国人すべてを原則として収容・送還する「全件収容主義」④退去強制手続きを進める管理措置制度の新設など、現在の入管法をさらに改悪するものです。外国人との共生を掲げる本市から、改悪された入管法を廃止して、外国人の人権を守るよう改善を国に求めることが必要です。

ア 川崎市立病院の医療費について「1点30円」などとせず、「1点10円」の対応を引き続き継続する。

イ 川崎市救急医療機関外国人医療対策補助金は、予算は僅か150万円しかなく事務手続きも煩雑で時間もおかかるため、1件しか利用されていない。予算を増額し、医療現場の実態を聞き使い勝手の良い制度に改善する。救急医療以外への医療費負担の対応策を検討する。

ウ 就学と就学援助、予防接種、出産など、利用できる行政サービスの情報が見えるように、市のウェブサイト
に情報をまとめて掲載する。

2 「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を活かし、ヘイトスピーチをなくす

ヘイトスピーチの被害にあってきた当事者のみなさんをはじめ、広範な市民や政党も超党派で反対の声を上げるなど、世論の広がりです。2016年5月に「ヘイトスピーチ解消法」が成立。その後川崎市は「公の施設利用のガイドライン」を策定し、2019年12月には「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が可決成立し翌年7月に完全施行されて3年が経ちました。現状では、明らかに「不当な差別的言動」にあたるような、あからさまなヘイトデモはできなくなる一方で、手法を変えた「ヘイト街宣」は続いています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」にかかわる部分について、街頭やインターネット上でのヘイトスピーチに十分に対応できていないのではないかと、との市民の声が寄せられています。

2022年3月に、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会から新たな人権課題への対応策について答申が出されました。12月議会代表質問では、インターネット上のヘイトスピーチに対し、正確に検証するための市職員の専門家からの研修、被害者の救済のため実際の条例の適用、実施について見直しすることなど答申で示された課題についてのよう
に具体化していくのかを求めました。

川崎市で表れているヘイトスピーチの状況について現状把握し、人権条例とその運用に反映させるとともに、国と状況を共有して差別解消に向けた計画を策定することが必要です。施行されて7年になるヘイトスピーチ解消法の実施状況の検証が必要です。

また、日本共産党が市議会の審議で指摘したように、人権全般に係る部分で「不当な差別的取り扱いの禁止」ととどまっております。差別的禁止規定がなく、LGBTの人権にかかわるアウティングを明確に禁止していないことなどの問題を解消することが必要です。

① 川崎市でのヘイトスピーチの状況について検証し、差別解消に向けた計画策定をはかる。ヘイトスピーチ解消法の実施状況の検証を国に求める。

② インターネット上の表現による人権侵害の問題は、市長があらゆる機会をとらえて先頭に立って訴え、市は所管大臣等に対して、国レベルでの対応を要請していく。

③ 市民が申し立てたインターネット上での差別的言動の削除等の要望に対し、市では8件しか対応されなかったが、法務局での審査では332件が認定され削除要請などが行われている。川崎市の削除要請などの基準や運用を見直す。

④ 市民からの情報提供を受けたものの削除要請に至らないと市が判断した事案については、可能な限り丁寧な理由を説明する。

⑤ インターネット上でのヘイトスピーチのリサーチを引き続き体制を確保して行う。ネット上のヘイトスピーチが放置されれば拡散されて被害が拡大することになる。「不当な差別的言動」が確認された場合には削除要請やアカウントの通報などの報告・要請を積極的かつ迅速に行う。

⑥ インターネット上のヘイトスピーチが日々大量に積み重ねられていることから、被害者の現状に対して実効性を持った施策が行われているかについて、現状をできるだけ正確に検証するために、市職員の研修は、被害者や本邦外出身者に対する不当な差別的言動問題の専門家からも行う。

⑦ 条例13条、14条では、市が不当な差別的言動を行ったものに対する「勧告」「命令」を行う前には、あらかじめ川崎市差別防止対策等審査会の意見を聞かなければならない、とされているものの「緊急を要し」「いとまがない」場合はこの限りではない、とされている。緊急を要する場合でも、審査会を開催する最大限の努力をはかる。

⑧ 公の施設利用に関する「迷惑要件」をなくし、不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実を照らして

具体的に認められる場合については、施設の利用を「不許可」にできるようにする。

⑨ 「韓国等の悪口を言ったら日本人に罰金を科す、憲法違反の条例」や「在日外国人が生活保護制度で優遇を受けている」など、本市の『人権条例』や在日外国人に対するデマがインターネット等で繰り返されている。人権施策推進協議会が2016年に提言した「SNSでの発信について、客観的な事実に基づき、誤っている情報を市が正していくような発信」を積極的に行う。

⑩ 公共施設の利用希望者に対し、公共施設の窓口やふれあいネットの画面などを通じて「ヘイトスピーチは許さない」との啓発を行う。公共施設以外の貸館施設などの管理者に対しても、インターネットの貸館案内の画面上や窓口で同様の啓発を行うよう要請する。

⑪ 広報掲示板に「ヘイトスピーチ、許さない」などの啓発ポスターをひきつづき掲示する。町内会・自治会等にも掲示板へのポスター掲示を要請する。

⑫ JR南武線車内、アゼリアビジョンなどで行ってきた動画による啓発をひきつづき行う。

3 性的マイノリティの人たちの人権と生活向上のために

性的マイノリティの方たちの権利を守る取り組みは、国民の大きな関心を呼びました。一つには「LGBT理解促進法」の制定に関する問題です。2023年6月の国会で、自民、公明、維新、国民の4党による、いわゆる「LGBT理解促進法（4党案）」が可決・成立しました。この法律は、これまで、当事者の意見も聞きながら、超党派で進めてきた「LGBT理解促進法案（議連合意案）」を反故にするもので、当事者からも、「私たちの求めてきた法案とは真逆の内容」「当事者にさらなる生きづらさを強いるものである内容となっていることを、強く非難する」（LGBT法連合会声明より）と、懸念されていたものでした。成立した4党案は「性自認」を「ジェンダー・アイデンティティ」と言い換えることによって、「性自認」という言葉が、あたかも、主観的で恣意的な概念であるかのように扱われ、また、学校での教育、啓発は「家庭、地域住民の協力を得つつ行う」とする条文により、「協力が得られていない」として、教育分野への政治的介入や取り組みの萎縮が懸念され、「すべての国民が安心して生活することができることとなるよう留意するものとする（第12条）」は、「多数派配慮」ともいえるべきもので、「安心できないから」と当事者の取り組みを妨害する役割に利用されかねません。このような『差別増進法』は、当事者団体からも改正要求が出されており、直ちに改正が求められています。

「差別禁止」を求める流れに逆行し、SNSや一部マスコミからは、いわゆる、トランスジェンダーのトイレ使用問題など国民の不安を煽る宣伝が行なわれました。このようなLGBTQ+へのバッシングは、統一教会⇨勝共連合による政界工作などを背景に行われました。『体は男だけど心は女だから女性トイレに入れる』などのバカげたことが起きている（自民党・山谷えり子参院議員）」という言説は、恐怖心や偏見に基づく差別感情を煽ることにより、世論を分断し、当事者を深く傷つけるものとなりました。

このような、LGBTQ+への差別を助長する動きに対し、女性からも懸念する声が上がりました。「LGBTQ+への差別・憎悪に抗議するフェミニストからの緊急声明」では「女性の安全がトランスジェンダーの権利擁護によって脅かされるかのような言説は、トランスジェンダーの生命や健康にとつて極めて危険なものになりかねません」と指摘し「ジェンダーに基づく差別のない包摂的な社会の実現に向け、フェミニストとしてトランスジェンダーへの差別、偏見、憎悪をなくす動きに連帯し、今後いつその対話の機会を設けていきたいと願っています」と述べ、女性の立場から、対立的にとらえる論調を厳しく批判したことは、世論にも大きな影響を与えました。

法律の世界でも、大きな変化がありました。今年7月の最高裁で、経産省に務める戸籍上は男性の職員が、ホルモン投与により女性としての生活を送り、女性として十分認知され、職場でのトラブルもなかったことから、経産省がトイレ利用を制限したことは「違憲」とした判決が出され、10月には最高裁大法廷において、「性同一性障害特例法」が性別変更の要件とした「生殖腺がないこと、または生殖腺の機能を永久に欠く状態にあること（3条1項4号）の規定が、個人の尊厳を定めた憲法13条に違反する」とした決定が出され、トランスジェンダーの生活改善に大きな前進が図られました。ただ、共に改善が求められていた「移行する性別と外観が似ている」ことを要件としていることは、高裁への差し戻しとなったことから、課題を残しました。かつては、「性同一性障害」が「医学的疾患」とみなされていた時代から「人権モデル」へと移行していくための検討が求められます。

同性婚についても、国はG7で唯一認めていませんが、2019年に全国5か所の地裁で起こされた同性婚訴訟の判決が出そろい、5地裁の内4地裁で違憲、違憲状態という判断が出たことは、画期的でした。川崎市を含む、全国で人口の6割超に及ぶ地方自治体が、パートナーシップ制度を設けており、国民も72%が「同性婚を認めるべき（2023年2月朝日新聞調査）」としていることから、「同性婚」を認めるよう国に働き掛けてゆくことが大切です。

① パートナーシップ制度を充実させ、川崎市「SOGI支援宣言」を行って施策を全面的にすすめる。

ア SOGIに関する差別を許さず、当事者の生きづらさの解消と生活障壁を取り除く姿勢を示し、幅広く市民

と事業者への理解と協力を促すために「SOGI支援宣言」を行う。

イ パートナーシップ宣誓制度は、事実婚の方も対象とする。同様の制度を実施している自治体間で転居した場合などに継続してパートナー宣誓の事実を認める相互利用を進める。現在、パートナーシップ宣誓制度は、予約した上、市内1カ所まで受け付けているが、「知られたくない」という当事者がいることも踏まえ、電子申請での受付を可能にする。

ウ 「ファミリーシップ制度」は、カップルの子どもを家族として認め、家族としての市民サービスを可能にするもの。昨年度、予算要望において、ファミリーシップ制度について「他都市における導入事例を参考に、調査研究に努める」と回答していることから、「ファミリーシップ制度」導入の検討を進める。

② 市民、LGBTQ+当事者に対する行政の対応を引き続き充実させる。

ア SOGIの基礎知識をはじめ、窓口対応、災害対応、職場での対応、学校や課外活動など、すべての対応のあり方を示す「SOGI対応指針」を明らかにして全庁的に取り組む。

イ 区役所・市民病院等の窓口や相談サービスや選挙の投票に対応する職員等に、見た目の性別と戸籍上の性別が異なる当事者がいること、パートナーは異性とは限らないことを踏まえて対応することを徹底する。性自認と性的指向について十分な研修を行う。

ウ 市の施設のトイレや更衣室などの中に、性別を問わずに入りやすい「誰でもトイレ」「多目的トイレ」などを作る。本庁舎整備にあたっては、当事者の声を反映させた使いやすしいものとする。

エ 災害時の対応として、熊本市の職員向けLGBTサポートハンドブックには「同性カップルが同じ区画に入りづらい」「避難者名簿に戸籍上の名前を書かなくてはいけない」と思い、避難所に行けなかった」「身体を見られて不審がられないか心配で入浴できなかった」「自認の性別に応じた下着や衣類がもらえない、更衣室やトイレも使いづらい」「トランスジェンダー男性が」生理用品をもらいづらい」など熊本地震の際の避難所で起きた困りごとが記されている。こうした事例も踏まえ、地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルの作成などについて専門家や当事者の意見を反映させる。

オ 市立3病院で同性パートナーも家族として面会や重要事項の説明や同意、手術時などの立会いができること、また救急車に同乗できることについて、当事者と市民に周知する。民間医療機関も同様の対応を行うよう

に協力を要請する。

カ 医療や不動産にかかわる業界団体などに、パートナーシップ宣誓制度の趣旨を説明し、医療機関や民間住宅でのLGBTQ+の方の扱いの改善を求める申し入れを行う。

③ 市職員の職場内の対応について

ア 執務上必要な施設利用に関して、トイレや更衣室、宿泊を伴う出張の部屋割りや入浴時間などに引き続き留意する。

イ 結婚祝い金に留まらず、弔慰金や慶弔休暇、出産祝い金、出産・育児・介護休暇、住宅手当、福利厚生施設の利用などの職員の福利厚生について、同性パートナーを持つ職員についても法律婚のカップルと同等の扱いとする。

ウ 世田谷区で取り組むように、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、水防従事者、災害対策基本法に基づく応急措置業務従事者の同性パートナーに遺族補償を行うよう制度を改善する。

④ 教育にかかわる対応について

ア 教育に関わるSOGIの基礎知識をはじめ、学校や課外活動などのあり方を示す「SOGI対応指針」をつくる。

イ SOGIにかかわる差別・いじめは、人権侵害に当たる重大な問題としてとらえ、いじめの未然防止、発生後の対応など、児童の発達段階に応じて、児童や職員に対する指導・援助を徹底する。

ウ 人権施策推進協議会の提言「項目8」を具体化する。SOGIにかかわる情報を得たい人が、様々な情報に容易にアクセスできるよう、市立図書館および学校図書館などに関連する図書を積極的に備える。「多様な性に関するブックリスト第2版」の更新を行う。

エ 人権施策推進協議会の提言「項目9」を具体化する。子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、学校で指導者や保護者、子どもに対し、LGBTQ+の方の人権保護に関する教育、啓発活動に取り組む。子どもたちが相談しやすい環境を整備する。全ての学校にスクールカウンセラーを常駐させる。教育の場でアウトイングをしないよう丁寧に対応する。

オ 人権施策推進協議会の提言「項目10」を具体化する。子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、トランスジェンダーの子どもたちがそれぞれの置かれている状況や発達段階に応じて必要なサポートを受けられるよう、校長をはじめ教職員の研修などに取り組み。当事者の生き方や職業選択の多様性を前提とした進路指導を行う。

カ 学校生活の場面で更衣室やトイレ、健康診断や宿泊行事のあり方について配慮する。標準服や体育着、水着など申し出によって希望するものの着用を認める。戸籍での性別を理由に一元的な対応をしない。

キ 事務・手続きにおける配慮として、学校への提出書類や生徒証、卒業証書など性別記載の必要の有無を見直す。卒業後戸籍変更を行った者への卒業証書の発行について当該者が不利益を被らないよう対応する。通称使用を検討する。

ク 世田谷区では「道徳」の時間を軸に他の教科とも連携して系統的に性自認・性的指向についての授業を行っている。教育現場の声を聞きながらこうした授業ができないか研究する。

ケ 各学校でのSOGIにかかわる対応事例について、共有する仕組みをつくる。

コ 市立中学校・高等学校の制服（標準服）のあり方について、保護者の意見を聞き参考にしながら、生徒の意思を尊重して生徒が自治的に判断できるように教育的に指導する。

⑤ 当事者支援の取り組みについて

ア 人権施策推進協議会の提言「項目5」を具体化する。当事者である子を持つ親や家族が、適切な情報に容易にアクセスできるために、相談窓口を明確にして市がHPで適切な情報に誘導するなどのサポート施策を講じる。

イ 人権施策推進協議会の提言「項目6」を具体化する。適切な資格を持つ人による相談窓口を開設・充実させる。NPO法人等、市の機関以外の相談窓口とのさらなる連携を図るとともに、団体間での情報を相互共有するなどのサポートを行う。NPO法人や当事者団体・グループが実施する交流の場づくりやコミュニティスペースの確保について、市として財政面も含め支援することを通じて、年齢別や特性別に応じた、きめ細かい交流の機会をつくる。

ウ 人権施策推進協議会の提言「項目7」を具体化する。SOGI当事者の置かれている状況や性の多様性につ

いて、市民や関係各機関・事業所等への啓発活動を行う。多言語化や音声化についても留意したうえで、ウェブサイトをはじめ紙媒体も含めた様々な媒体で行う。

エ 市が当事者の常設の相談・交流の場、コミュニティスペースを整備する。SOGI関連の映画の上映、当事者・家族・支援者の方を中心とした「情報共有ルーム」などの取り組みを引き続き行うとともに、多摩区・麻生区などでも開催する。

第十二章 青年の願いにこたえる施策の充実を

日本の学費は世界水準から見ても非常に高いもので、過去50年間で私立大は約10倍、国立大は約45倍に膨れ上がっています。その一方で教育への公的な支出はOECD内で最下位です。コロナ禍以後はアルバイトの減少や家計の悪化によって、進学をあきらめたり有利子奨学金の返済に追われ続けたりなど、青年は苦難を強いられています。

さらに世界でも異常な「賃金が上がらない国」になっており、実質賃金は1997年から2021年に平均で年収61万円も減りました。国際比較ではこの30年間に、日本の平均賃金は4.4%しか伸びていません。

青年の雇用の現状について、川崎市の非正規雇用者は雇用者の34%を超える26万6千人、5年前（2012年）の調査から比べても4万5千人増加しています（2017年就業構造基本調査）。

こうした、日本社会の仕組みそのものに問題があるとはつきりしているにもかかわらず「生活が苦しいのは自分の努力が足りないから」という風潮がふりまかれ、さらにコロナ禍の自粛要請や行動制限によって横のつながりを作れず、結果として青年は孤立を深め誰かに助けを求めることすら躊躇してしまっています。国の統計では人口10万人あたり16・8人、川崎市では11人の死因が自殺になるなど、いかに自己責任論が青年を追い詰めているか、希望の持てない社会になっているかが表れています。

世界を見ると、アメリカのバイデン大統領は2022年8月、数千万人を対象にした学生ローン返済免除の計画を発表しました。最低賃金を引き上げる国も増えてきており、ドイツは2022年10月から1730円に上昇するなど、新自由主義を脱却し格差と貧困をなくしていくこうとする動きが広がりつつあります。